

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和7年度答申第1号

答申書

第1 審議会の結論

美咲町長（以下「実施機関」という。）が、「美咲町（以下、町という。）あてに令和6年4月17日付け「処分等の求め申出書（第2回）」をもって行った2件に関する一切の情報」（以下「本件請求文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の開示請求

審査請求人は、美咲町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「美咲町（以下、町という。）あてに令和6年4月17日付け「処分等の求め申出書（第2回）」をもって行った2件に関する一切の情報」についての情報公開請求を令和6年5月22日に行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年6月12日付け美総第[REDACTED]号で、公文書開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）による全部開示決定を行った。審査請求人は本件処分の通知書を令和6年6月13日付けで受理をした。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を次の理由により不服とし、令和6年6月18日に実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- （1）処分の求め第1に関して全く開示されていないにもかかわらず「開示しない部分」及び「開示しない理由」を記載せず、通知書名を「公文書開示決定通知書」とした件について
- （2）書面による教示がないことによる違法について

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次の2つに要約される。

要旨

- (1) 到達した決定通知書には、処分の求め第2に関して情報開示はあるが、処分の求め第1に関しては開示されていない。決定通知書の表題は「公文書開示決定通知書」となっているから、処分の求め第1及び処分の求め第2の両方の処分（以下、順に「第1の処分」及び「第2の処分」という。）につき開示されるべきはずであるが、処分の求め第1は欠落している。したがって、決定通知書内容の実質が、「公文書一部開示決定」に相当している。一部開示決定であれば、開示されていない処分の求め第1に関しては当然に「開示しない部分」及び「開示しない理由」を記載して、通知書名も「公文書一部開示決定通知書」の表題を付して請求人に交付し行政処分をするべきである。
- (2) 「決定通知書」の内容実質が一部開示決定の通知であれば当然に「書面による教示」をするべきである。
以上の理由により、審査請求人に対する美咲町の行政処分は、裁量の範囲を逸脱し裁量権を濫用した違法な処分である。

第4 実施機関の主張の要旨

1 審査請求に対する弁明書の趣旨

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求に対する弁明

実施機関が弁明書において主張している本件処分に対する意見は、次の4つに要約される。

要旨

- (1) 本件開示請求日時点において、第1の処分については内部で作成された文書は存在せず協議中の状態であり、第2の処分については本件公文書の1枚のみであることを特定した。
- (2) 開示請求書には「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が記載されるべきであり、本件請求文書に記載された内容から、本件対象文書は第1の処分又は第2の処分に関連する情報であると読み取ったため、審査請求人の主張する内容と異なる点はなく、問題はない。
- (3) 申出書の記載からは個別の文書を特定しているとは読み取れず、第1の処分、または第2の処分それぞれについて個別に開示決定を求める趣旨とは解されなかったため、記載された内容から読み取れる範囲で関連する文書を特定し、そのすべてを開示したものである。したがって、申出書記載の関連する文書はすべて開示しているため一部開示決定ではない。

(4) 開示決定であれば、当然書面による教示は不要である。

第5 審議会の判断

上記の審査請求人の主張、実施機関の主張等を検討した結果、当審議会は次の3つのとおり判断する。

1 本件審査請求について

本件は、審査請求人の情報公開請求「美咲町（以下、町という。）あてに令和6年4月17日付け「処分等の求め申出書（第2回）」をもって行った2件に関する一切の情報」について、実施機関が開示決定としたことに対する審査請求である。実施機関は、第1の処分又は第2の処分に関連する文書を特定し本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は（1）第1の処分が開示されていないにもかかわらず開示決定とした件について（2）書面による教示がないことによる違法について、などを主張して、本件処分の取消しを求める案件である。

2 第1の処分が開示されていないにもかかわらず開示決定とした件について

本件請求文書の記載事項は、「美咲町（以下、町という。）あてに令和6年4月17日付け「処分等の求め申出書（第2回）」をもって行った2件に関する一切の情報」とあり、審査請求人は、2つの要素を開示請求したのだからそれぞれ個別に開示決定すべきであると主張している。

一方、実施機関は、記載事項からは、第1の処分又は第2の処分それぞれについて個別に開示決定を求める趣旨とは解されなかったとしており、開示対象の要素を1つであると捉えている。

そのため、実施機関が本件請求文書の記載事項から本件処分に関連する情報を読み取る際の手続に誤りがなかったかどうか検証する。

また、審査請求人は、令和6年8月25日付け弁明書に対する反論書 1・反論第1において、総務省行政管理局長通知（平成17年4月28日・総管第13号）及び条例第39条を引用し、実施機関の開示請求をしようとする者に対する情報の提供等の欠缺について主張しているため、併せて検証する。

まず、開示請求の手続は、条例第6条に定められており、第3号に「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とある。「公文書の名称」は、公文書を特定する事項の例示であり、「開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」については、請求人が求める公文書を、実施機関の職員が合理的な努力で特定し得る記載があれば十分とされている。

このことからすれば、本件請求文書の記載事項から対象物の要素を1つと捉えるか複数と捉えるかについての手続は、特段定められていないと思料する。そのため、対象物の特定に争いがない以上、要素の数え方については、実施機関の裁量の範囲であると考えられる。

つぎに、実施機関の開示請求をしようとする者に対する情報の提供等の欠缺についてであるが、総務省行政管理局長通知及び条例第39条の規定は、請求人が公文書を特定するための便宜を図るための規定である。そのため、第1の処分については内部で作成された文書が存在しないことは、審査請求人と実施機関の間で争いがなく、加えて第2の処分に係る文書の特定についても争いが無いことからすると、本件審査請求においては特に考慮するべきものではないと思料する。

以上の点から、実施機関が本件処分の要素を1つと捉え、開示決定とした件については特段手続き上の問題があるとは言えず、妥当である。

3 書面による教示がないことによる違法について

2で述べたように、実施機関が本件処分を開示決定としたことに特段問題があるとは言えない。よって、書面による教示は不要であり、違法性はない。

第6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、美咲町行政手続条例第34条の3第3項に基づく調査及びその関連事項を、令和6年7月1日付け審査請求等に関する申入書で示されたが、当審議会の判断に影響を及ぼすものではないため、このことについては考慮しない。

第7 結論

以上により、本件処分は妥当である。

第8 審議会の経過

年月日	処理内容
令和6年8月21日	諮問書及び弁明書の受理
令和6年8月27日	審査請求人から弁明書に対する反論書受理
令和6年9月3日	第1回審議会
令和6年12月4日	第2回審議会
令和7年1月30日	第3回審議会
令和7年2月7日	第4回審議会
令和7年3月18日	第5回審議会
令和7年5月22日	第6回審議会
令和7年6月11日	答申

第9 答申に関与した委員

会長 山本 輝文
副会長 森岡 洋省

委員	中西	学
委員	池上	佳苗
委員	寒竹	美穂